



栃木市指令ク第7号

一般廃棄物処理業許可証

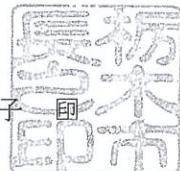
住 所 群馬県邑楽郡大泉町西小泉二丁目3番17号
氏 名 トネリサイクルシステム株式会社
代表取締役 川原和哉

(法人にあっては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

令和5年4月14日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次のとおり許可します。

令和5年4月18日

栃木市長 大川秀子



氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	トネリサイクルシステム株式会社 代表取締役 川原和哉
住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	群馬県邑楽郡大泉町西小泉二丁目3番17号
許可の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 法第7条第1項（一般廃棄物収集運搬業） <input type="checkbox"/> 法第7条第6項（一般廃棄物処分業） <input type="checkbox"/> 法第7条の2第1項（変更の許可）
取り扱う一般廃棄物の種類	もやごみ
収集運搬及び処分の別	一般廃棄物の収集及び運搬（積替・保管無し）
許可の期間	令和5年4月25日から令和7年4月24日まで
許可の区域	栃木市内
許可の条件	裏面許可条件のとおり

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市（市長が代表者となります。）を被告として提起することができます。
(処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。) ただし、上記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に取消しの訴えをすることができます。

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、「栃木市廃棄物処理施設条例」等関係法令を遵守すること。

また、法第7条第11項に規定する生活環境の保全上必要な条件は、次の各号のとおりとする。

（減量・資源化）

1 ごみの減量と資源化を図るため、分別収集を徹底すること。

（収集運搬）

2 本市域内における一般廃棄物の収集運搬に際しては、次の事項を遵守すること。

ア 作業に当たっては、常に環境衛生の保持に努め、付近住民に不快感を与えないように留意すること。

イ 産業廃棄物を同一の車両に混載しないこと。

ウ 車両は、走行中に廃棄物、汚水、臭気等が飛散、流出しないように常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。（塵芥車のテールゲート及び汚水タンクのふたは、閉じて走行すること。）

エ 車両の保管場所及び放流先に支障のない洗車設備を有すること。

オ 無蓋車（平ボディー車、アームロール車等）のごみ飛散防止用シート類は、十分に大きいものを使用し、ロープ等所要の付属品（予備を含む。）を常備すること。

カ 運搬に当たっては、収集に必要な場合を除き、なるべく生活道路を避け、幹線道路を通行すること。

（搬入）

3 とちぎクリーンプラザへの一般廃棄物の搬入に際しては、次の事項を遵守すること。

ア 施設内を走行する際は、周囲の状況を確認し、安全に運転すること。

イ 市が区分するごみの種類ごとに指定された場所に荷卸しすること。

ウ 市が行う「搬入ごみ検査」に協力すること。